

埼玉県交通安全対策会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県交通安全対策会議規則（平成17年埼玉県規則第58号）第11条の規定に基づき、埼玉県交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 対策会議を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(幹事会)

第3条 幹事は、幹事会を構成する。

2 幹事会は、会長の命を受けて埼玉県県民生活部長の職にある者が招集し議長となる。

3 幹事会は、次の事項を掌る。

- 一 会議に提出する資料の収集調査及び研究に関すること。
- 二 会議に付議する議案に関すること。
- 三 その他会長が必要と認める事項に関すること。

(常任幹事会)

第4条 幹事会は、関係機関相互の連絡をはかるとともに、特定事項を調査研究するため、常任幹事会を設けることができる。

2 常任幹事会の幹事は、会長が指名する。

(会議録)

第5条 会長は、会議録を作成し、次の事項を記録しておかなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の職名及び氏名
- 三 会議に付した案件及び審議の経過
- 四 議決した事項
- 五 その他の事項

(異動の報告)

第6条 委員又は幹事に異動があった場合は、前任者は、後任者の役職、氏名及び異動年月日を会長にすみやかに報告するものとする。

(書面による議決)

第7条 会長は、期日を指定し、議決すべき事項を記載した書面を委員に送付するものとする。

2 委員の過半数が書面により意見を明らかにしなければ議決をすることができない。

3 議事は、書面により意見を明らかにした委員の過半数で決し、可否同数の

ときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。
(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和46年1月26日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。